

2007年4月5日 日本国憲法に関する調査特別委員会公聴会

意見陳述レジメ

社団法人 自由人権協会

代表理事 弁護士 庭山正一郎

1. 自由人権協会 (JCLU)の紹介

2. 当協会は、憲法の基本原理を大事に思っていること。

3. 中立的な手続法を作成しようとしてきた当委員会への敬意。

4. 昨今の政治状況と政治スケジュール優先への危惧。

5. 憲法改正が限界を超えたときに司法審査の対象にすべきである。

- ① 国民に対して、憲法の基本原理を犯さない範囲での改正の手続きである
という政治的な立場を反映させるのが、法案作成上重要。
- ② 衣の下に鎧が隠されているとの国民の疑心暗鬼を払拭する意味がある。
- ③ 実務に耐えられる制度作りは可能である。
- ④ 手続きを明確にする意味。
- ⑤ 従前の消極説への反論。

6. 最低投票率について

- ① 96条の解釈の幅をどう捉えるか。
- ② ボイコット運動を助長するか。
- ③ 手続きを加重要件か。
- ④ 工夫の意義

7. 最後に